

税理士による補佐人制度

平成13年6月の税理士法改正により、税理士による補佐人制度が創設されました。民事訴訟法第60条の規定に関わらず内容は、裁判所の許可を要せずに訴訟代理人（弁護士）とともに補佐人として出廷することが可能となり、税理士は納税者の代理人として、税務訴訟においても納税者の正当な権利や利益の救済ができることになりました。

訴訟分野は大半の税理士にとっては未知の分野であり、日本税理士連合会の「税理士の専門家責任を実現するための100の提案」をご参照ください。